

I モバイルサービス利用規約

第1章総則

第1条(規約の適用)

- 1.株式会社LINK(以下「当社」という)は、サービス利用規約(以下「本規約」という)を定め、これによりFON data SIM サービス(以下「本サービス」という)を提供します。
- 2.当社が本規約とは別に用意する本サービスを説明する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3.契約者は、当社が提供する本サービスに付随するオプションサービスを申し込む場合、当該オプションサービスに関する規約等を遵守するものとします。
- 4.本サービスのデータ通信における技術要件や供する役割については、卸電気通信役務を提供する事業者の開示する約款記載の内容に準拠します。但し、本規約で述べる条項に同一または類する内容については本規約の条項を優先的に適用するものと定めます。

第2条(規約の変更)

- 1.当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によるものとし、契約者はこれに異議を述べることができません。
- 2.当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という)第22条の2の3第2項第1号に規定する事項の変更を行う場合、変更後の本規約をウェブサイト上に掲載します。変更後の規約は、掲載した時点から効力が生じるものとします。

第3条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
MNO	本サービスにおいて卸電気通信役務を提供するソフトバンク株式会社をいいます。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
データ通信網	DS-CDMA方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
データ通信サービス	MNOデータ通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するもの
契約者	本規約の定めにより、本サービスへの申し込みを行い、当社と本サービスの利用に係る契約を締結した者をいいます。
本サービス契約	当社と契約者の間で締結される本サービスの利用に係る契約をいいます。
移動無線装置	本サービスに係る契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送りまたは受けるための当社の電気通信設備
契約者回線	本サービスに係る契約に基づき、無線基地局設備と契約の申込者または契約の締結者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または、同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成16年総務省令第15号)第3条に規定する種類の端末装備の機器
SIMカード	契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。以下同じとします。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社が本サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの。 ・サービスタイプ: データSIM、データSIM(SMS付き) ・サイズ: マルチカットSIM
利用者	契約者が指定する本サービスを利用する者をいいます。利用者における本サービスの利用に関するすべての責任は、契約者が負うものとします。
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下同じ)に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金にあてられるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われているため、その内容に応じて料金変更される場合があります。

第2章本サービス

第4条(本サービス)

- 1.本サービスは、MNOであるソフトバンク株式会社の「ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款」ならびに「3G 通信サービス契約約款」「4G 通信サービス契約約款」(に基づき提供する回線を当社が借り受け、当社が電気通信事業者としてお客様へ提供する電気通信サービスになります。(なお、本規約においてはこのサービスを「本サービス」といいます。)

SBM 約款: <http://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/>

- 2.本サービスにおける電気通信設備の運営、品質管理、保守はMNOの定める約款に従い、MNOが行います。

第5条(本サービスの提供区域)

- 1.本サービスの提供区域は、MNOの通信区域とします。通信は、通信回線に接続されている端末機器がMNOの通信区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。ただし、回線種別ごとに提供区域は異なります。
- 2.通信区域内であっても、電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
- 3.前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信を行うことができないことによるいかなる補償・損害賠償も請求することはできません。

第6条(通信速度)

- 1.当社が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、契約者が使用するSIMカード、情報通信機器(端末機器を含む)、ネットワーク環境、その他の理由により変化することであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
- 2.当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行いません。
- 3.契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失する場合があることを、あらかじめ承諾するものとし、契約者はこれに異議を述べることができません。

第7条(通信利用の制限)

- 1.当社は、技術上、保守上その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、またはMNOの提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくはMNOと当社との間で締結される契約の規定に基づく、MNOによる通信利用の制限が生じた場合、契約者に通知することなく、通信を一時的に制限または停止することができます。
- 2.前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる補償・損害賠償も請求することはできません。

第8条(通信時間等の制限)

- 1.当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超える場合、または一定期間におけるデータ通信量が当社の定める基準を超える場合は、その通信を制限または切断することができます。
- 2.当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信等により、一定期間内のデータ通信量が一定の基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく、速度やデータ通信量を制限することがあり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- 3.前二項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる補償・損害賠償も請求することはできません。
- 4.当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことができます。

第9条(通信時間の測定)

- 1.本サービスに係る通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻(その通信が手動接続通信であって通信の相手方を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とする)から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
- 2.前項の定めにかかわらず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信が一時的に制限された場合(第7条(通信利用の制限)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとする)は、MNOが別途定める規定による時間を通信時間とします。

第3章本サービス契約

第10条(契約者)

契約者は、個人(20歳以上の者に限る)に限るものとします。

第11条(最低利用期間)

契約者は、利用開始日から起算し、利用開始日の翌月から1ヶ月目の末日(末日を含む)までの期間(以下「最低利用期間」という)に、本サービス契約の解約をする場合(通知日ではなく解約の効力発生日を基準とする)は、当社が定める期日までに、別紙で定める解約手数料を一括して支払うものとします。

第12条(申し込み)

- 1.本サービスの利用申し込み(以下「申し込み」という)は、当社が定める所定の方法により行うものとします。
- 2.本サービス契約の申込者(以下「申込者」という)の居住地は、日本国内に限るものとします。
- 3.当社は、申込者の本人確認を行うにあたって、申込者より提供を受けた本人確認のための書類について、発行元の機関に対して照会(警察職員等の捜査機関を介する場合を含む)を行うなど、当社が必要と考える措置を講じることができま。
- 4.本サービス契約の申込者は、本人確認のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。申込者から本人確認のための書類の提出が行われない間は、当社は、本サービスの申し込みの承諾を留保または拒絶することができます。
- 5.本サービスの申し込みと同時に、当社が販売する端末の購入申し込みをする者は、支払回数に応じて、当社が別途定める「端末購入規約」または「割賦購入規約」に同意するものとします。
- 6.申込者以外の者が本サービスを利用する場合は、申込者は申込時に利用者を指定するものとします。

第13条(申し込みの承諾等)

- 1.当社は、申し込みがあったときは、審査の上これを承諾します。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申し込みの承諾を留保または拒絶することができます。
 - ①申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがある場合
 - ②申込者が第30条(利用の停止)第1項各号の事由に該当する場合
 - ③申込者が、申し込みより以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解約したことがある場合
 - ④申し込みの際し、当社に対し虚偽の事実を通知した場合
 - ⑤申し込みの際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定した場合
 - ⑥申込者が指定したクレジットカードの名義人が申込者名義と異なる場合
 - ⑦前条第3項において、本人確認ができない場合
 - ⑧申込者と同一世帯に属する者が当社と本サービス契約を締結し、契約上の債務の支払いを怠っている場合
 - ⑨その他当社の業務遂行上支障がある場合
- 2.前項の規定により申し込みを拒絶した場合は、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
- 3.当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申し込みの承諾を留保または拒絶することができます。
- 4.当社は、1世帯あたりの契約数に上限を定めることができます。この場合において、当該上限を超えて本サービスの利用の申し込みがあったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申し込みの承諾を留保または拒絶することができます。
- 5.当社が申込者からの申し込みを承諾した場合、電気通信事業法第26条の2に基づく書面の交付は、郵送または電磁的方法によって行います。

第14条(本サービス利用開始日)

ウェブサイトから申し込みを行う場合、本サービスの利用開始日はSIMカードが到着指定日からとなります。※実際の到着日とは異なります。

第15条(通知または連絡)

契約者は、当社から契約者に対する通知または連絡を行うための電子メールアドレスを当社に対して指定するものとします。当該電子メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示または事実の伝達とみなされます。

第16条(サービス利用の要件)

1.契約者が本サービスにおいて使用するIPアドレスは、MNOが指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。IPアドレスは、グローバルまたはプライベートのいずれかが

指定されます。プライベートIPアドレス利用により、一部サービスが利用できないことがあることを契約者はあらかじめ同意するものとします。

- 2.本サービスにおいては、第26条(利用の制限)および第29条(利用の停止)に定めるほか、本サービスの品質および利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内のデータ通信量が当社の別途定める基準(料金プランごとに異なる場合がある)を超過した場合において、契約者に事前に通ずることなく通信の利用を制限する場合があります。
- 3.本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備または法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他の端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
- 4.当社は、画面の表示速度や動画の再生開始時間を早くするための通信の最適化を行う場合があります。
- 5.契約者と利用者が異なる場合、利用者のプライバシーやその他の権利に関連するサービスを契約者が利用する場合、利用者の同意が必要となります。当該サービスの利用について、プライバシーその他の権利を侵害している、またはその可能性があるとして、利用者またはその他の第三者と当社との間で問い合わせ、苦情または紛争等が発生した場合は、契約者自身の責任により当該紛争等を処理、解決することとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第4章契約事項の変更等

第17条(サービス内容の変更)

- 1.契約者は、次に掲げる事項に限り、本サービス契約の内容について変更を請求できます。なお、申し込み後のサービスタイプの変更(データSIMからデータSIM(SMS付き)への相互変更)はできません。
- 2.第12条(申し込み)第1項および第13条(申し込みの承諾等)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申し込み」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第18条(契約者の届出内容の変更等)

契約者は、その住所、当社に届け出た支払方法(クレジットカードなど)、利用者の情報など、当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第19条(契約上の地位)

- 1.本サービス契約に基づく契約者の契約上の地位は、契約者に一身専属的に帰属し、第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。
- 2.契約者が本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、当社が承諾する場合を除き、譲渡することができません。
- 3.契約者は、当社が事前に承諾する場合を除き、本サービスを再販売する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

第5章SIMカードの貸与等

第20条(SIMカードの貸与)

- 1.本サービスの利用には、SIMカードが必要となります。SIMカードは、当社が、契約者へ貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、1の契約につき1とし、当社のサービスの種類等に基づき、当社が定めるものとします。
- 2.当社は、本人確認書類に記載の住所宛に对面配送にてSIMカードを発送します。

第21条(契約者識別番号の付与登録等)

契約者識別番号の付与登録、変更または消去等は、MNOの定める約款に従い、MNOが行います。

第22条(SIMカードの変更)

- 1.当社は、契約者の選択によりサービスの種類等を変更したときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。
- 2.当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第23条(SIMカードの返還)

- 1.SIMカードの貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、第20条((SIMカードの貸与)の規定に基づいて貸与しているSIMカードを速やかに当社が指定する方法にて返還していただきます。
 - (1)本サービスに係る契約を解除したまたは解除されたとき。
 - (2)その他SIMカードを利用しなくなったとき。

第24条(SIMカードに係る契約者の義務)

- 1.契約者は、貸与されたSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するも

のとします。

2. 契約者は、SIMカードを契約者以外の第三者に利用させたり、第三者に対して貸与、譲渡、売買等をしたりしてはなりません。

3. 契約者によるSIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるSIMカードの使用により発生した料金等については、すべて当該SIMカードの管理責任を負う契約者の負担とします。

4. 契約者は、SIMカードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

5. 契約者は、SIMカードを紛失（盗難による紛失を含む）、故障または破損した場合、当社が定める方法により再発行を受けるものとします。この場合、契約者は、別紙で定めるSIMカード再発行手数料を支払うものとします。ただし、当該SIMカードの故障または破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、無償で交換します。

6. 契約者は契約解除に伴うSIMカードの返還がかなわない場合、当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示に従うものとします。この場合、契約者は、別紙で定めるSIMカード再発行手数料と同額の賠償金を支払うものとします。

7. 契約者は、SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報の読み出し、変更または消去をしないものとします。

8. 契約者は、SIMカードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて当社に対して支払うものとします。

9. 契約者が当社の貸与したSIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社およびMNOの通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が当社の貸与したSIMカード以外のSIMカードを使用したこと起因して、当社、MNOおよび第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。

第25条（SIMカードの初期不良等および保証）

1. 本サービス契約者は、SIMカード到着後7日以内に、対応端末との接続動作状態等について確認を行い、①配送当初から正常に動作しないこと、②配送に起因して破損が生じていること、または③その他当社の責めに帰すべき事由により商品手配違い等が生じていること（以下、①、②、③を総称して「初期不良等」という）を発見した場合には直ちに、当社のカスタマーセンターに連絡するものとします。購入者からの当該連絡受領後、当社が初期不良等について確認ができた場合、購入者は、カスタマーセンターの指示に従い、初期不良等があるSIMカードを着払いにて当社が指定する場所に返送するものとします。

[返送先住所]

〒136-0075

東京都江東区新砂2-2-11 STLCビル荷捌き棟 4階

佐川グローバルロジスティクス株式会社

FON SIM サービス返却窓口

2. SIMカードについて、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合または以下の各号に基づく場合、初期不良等には該当しないものとします。

①火災、地震、水害、落雷、その他の天災等の不慮の事故による場合

②接続時の不備に起因する場合、または接続している他の端末に起因する場合

③取扱説明書または製品仕様書の記載事項に反する使用および保管による場合

④契約者が改造、調整、部品交換等を行った場合

⑤その他、対応端末の引渡後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取り扱いによる場合

3. 契約者は、本条第1項の場合においても本規約に基づく債務を免れることはできないものとします。

第6章 利用の制限、中断および停止ならびにサービスの廃止

第26条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることができます。

2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰ならびに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信を制限することができます。

第27条（利用の中断）

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中断することができます。

①当社、MNO電気通信設備の保守または工事のためやむを得ない場合

②当社、MNOが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由がある場合

③前条の規定により、通信利用を制限する場合

④MNOの約款により、通信利用を制限する場合

⑤当社の業務上やむを得ない事由が生じた場合

⑥その他当社が必要と判断した場合

2. 当社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金を行いません。

第28条（契約者からの請求による利用の一時中断）

1. 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいう。以下同じ）を行います。

2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解約を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。

3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解約の手続は、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本利用料、ユニバーサルサービス料等の月額料）は発生します。

第29条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当する場合は、本サービスについてその全部または一部の提供を停止することができます。

①本サービス契約に定める契約者の義務に違反した場合または本サービス契約の定め違反する行為が行われた場合

②本サービスの料金やその他債務の支払いを怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合

③契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなった場合

④当社に登録している契約者情報やその他登録情報に変更があったにもかかわらず、当該変更について変更手続を怠った場合

⑤当社に登録している契約者情報その他登録情報について事実を反し、またはそのおそれがあることが判明した場合

⑥本サービスを違法な態様または公序良俗に反する態様で利用した場合

⑦当社の業務または本サービスに係る電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われた場合

⑧当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある行為が行われた場合

⑨第13条（申し込みの承諾等）第1項に定める申し込みの拒絶事由に該当する場合

⑩当社が送付したSIMカードを受領しない場合

⑪警察より利用停止の緊急要請があった場合

⑫前各号に掲げるほか、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用した場合

2. 当社は、前項の規定による利用の停止を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3. 本条に基づく、本サービスの停止があっても、本サービスの料金は発生しません。

4. 当社は、本条に基づく利用の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部もしくは一部の返金を行いません。

第30条（サービスの変更・追加・休止・廃止）

1. 当社は、都合によりいつでも、本サービスの全部または一部を変更、追加、休止または廃止することができます。

2. 当社は、前項による本サービスの全部または一部の変更、追加、休止または廃止について、何ら責任を負うものではありません。

3. 当社は、第1項の規定により本サービスの全部または重要な一部を休止または廃止する場合は、契約者に対し、相当な期間前までにその旨を通知します。

第7章 契約の解除

第31条（当社による解除）

1. 当社は、第29条（利用の停止）第1項各号のいずれかの事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすときまたはそのおそれがあると認められるときは、契約者の本サービス契約を解除することができます。

2. 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除する場合は、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 当社は、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合、当社が指定する日をもって、本サービス契約を解除することができ

ます。
4.当社は、本サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断する場合、本サービス契約を解除することができます。

第32条(契約者の解約)

- 1.契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、本サービス契約を解約することができます。
- 2.前項に基づく解約は、当社が解約申し込みを受領した日の属する月の末日にその効力を生じるものとします。ただし、契約終了後、ワイヤレスデータ通信、SMS機能の利用が可能な場合で、当該機能の利用が確認されたときは、契約終了にかかわらず、契約者は本規約の定めに基づく当該利用に係る料金を支払うものとします。
- 3.第26条(利用の制限)第1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、本サービス契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、本サービス契約を解約することができます。この場合において、本サービス契約の解約は、その通知が当社に到達した日にその効力が生じたものとみなされます。
- 4.第30条(サービスの変更・追加・休止・廃止)第1項の規定により本サービスの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本サービス契約が解約されたものとみなされます。

第33条(初期契約解除)

- 1.契約者は、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本サービス契約を解除することができます。かかる契約解除の効力は、書面を発送した時に生じます。
- 2.本サービス契約が前項に基づき解除された場合、本サービスに付随するオプションサービスに関する契約も自動的に解除となります。
- 3.当社は、契約者に対し、契約者が第1項に定める解除を行なった場合、次の各号に掲げる金銭等の全部または一部を請求します。当社は、当該料金以外の金銭等を受領している場合、契約者に対して当該金銭等を返還します。
 - ①登録事務手数料
 - ②当社が第1項に定める解除までに提供した本サービスに係るSMS利用料
 - ③オプションサービスの利用料(日割計算は行わず、第1項に定める解除を行った月(当該月と利用開始日の属する月が異なる場合はその双方)の利用料の全額となる。
- 4.契約者は、第1項に定める解除の効力が発生した場合であっても、当社による本サービスの停止に必要な措置が完了するまで、本サービスを利用することができます。当社は、かかる期間にお客様が提供を受けた本サービスに係る第3項第2号に定める金額等の全部または一部を請求します。

第8章料金

第34条(料金)

- 1.本サービスの料金は、本サービスに係る初期費用(登録事務手数料およびSIMカード発行手数料)、月額基本利用料、SMS送信料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金およびその他当社が定める費用とします。
- 2.本サービスの料金の額は、別紙の料金表で定めるとおりとします。
- 3.契約者は、当社に対し、本サービスの料金を支払う義務を負うものとします。
- 4.月額基本利用料は、利用開始日から本サービス契約の解約等の手続きが完了した日が属する月の末日まで発生します。この場合、第29条(利用の停止)の規定により本サービスの提供について停止があった場合であっても、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
- 5.本サービスの利用開始日の属する月の月額基本利用料およびユニバーサルサービス料は、本サービス契約の申込日に応じて、次の料金が発生します。なお、いずれの場合であっても、利用開始日以降、本サービス契約を本サービスの利用開始日の属する月に解約した場合には、1ヶ月分の月額基本利用料およびユニバーサルサービス料が発生します。

第35条(基本利用料の支払義務)

- 契約者は、契約開始日から起算して会員契約の解除があった日までの期間(契約開始日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。)について、料金表に規定する基本利用料の支払を要します。
- 2.前項の期間において、利用の一時中断および利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料および一時金(以下、総じて「利用料金」といいます。)に係るものの支払は、次によりします。
 - (1)第12条(利用の一時中断)の規定により、本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2)第30条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。

(3)前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払を要します。

区別	契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。
支払を要しない料金	上記の事象を当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料。

- 3.当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。
- 4.本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによりします。

第35条の2(回線停止の場合の料金支払義務)

- 1.当社は、Wi-Fi契約者が当社に対する弁済期の到来した金銭債務(当社が請求した料金その他の債務)について、支払期日が到来したにも関わらずこれを支払わない場合(なお、支払期日が到来したが、当社においてWi-Fi契約者による支払いの事実を確認できない場合を含む)、当該Wi-Fi契約者にかかるWi-Fi通信サービスの利用を停止することができます。
- 2.前項により回線が停止された場合であっても、Wi-Fi契約者による入金が確認されたとき、当社は回線管理業者に委託して回線の迅速な復旧に努めますが、当社や回線管理業者の業務処理上、復旧まで約1か月程度かかる場合があります。その場合でも、Wi-Fi契約者は当社に対し、復旧までの料金全額の支払義務を負います。

第36条(SMS送信料の支払義務)

契約者は、その通常料金契約(料金表第2条(基本利用料)に規定する従量定額プランの適用を受けているもの)に限ります。)に係るSMS送信料(その契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。)について、料金表に規定するSMS送信料の支払いを要します。

第37条(解除料金の支払義務)

契約者は、契約更新期間以外の日に契約の解除があった場合、料金表第3条(契約解除料)に規定する料金の支払を要します。ただし、契約者の死亡による解約の場合、死亡の事実が確認できるもの(葬儀の案内状や死亡診断書など)をご提示いただくことを条件に、解除料金の支払いを要しないものとします。

第38条(ユニバーサルサービス料の支払義務)

- 1.契約者は、料金表第2条(基本利用料)に規定する料金の支払を要します。
- 2.当社は、通常料金契約ごとの月額にユニバーサルサービス料を含めてご請求いたします。

第39条(貸与品返還、弁済金の支払義務)

契約者は、契約解除があった場合速やかに当社が貸与したSIMカードの返還を要します。ただし、返還がかなわない場合、料金表第4条(手続きに関する料金)に規定する料金の支払を要します

第40条(料金の計算方法)

料金の計算方法および支払方法は、料金表通則に規定するものとします。

第41条(料金の支払方法)

- 1.契約者は、当社が別途定める場合を除き、本サービスの料金やその他の本サービスに係る債務(以下「サービス料金等」という)を、以下方法により、原則として毎月の本サービスの料金その他の本サービスに係る債務をその翌月または翌々月内の当社が指定する日までに支払うものとします。
 - (1)クレジットカードによるお支払の場合、契約者は本人名義のクレジットカードのみを使用するものとし、クレジットカード会社との間で別途契約する条件に従うものとします。なお、契約者と当該クレジットカード会社その他の第三者との間で紛争が発生した場合、当社の責任による場合を除き、当該当事者双方で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。利用料金は当該クレジットカード会社の契約者規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引き落とされるものとします。
 - 2.第1項の定めにかかわらず、当社は、ある月において契約者のサービス料金等が平均的なユーザーの利用実績または契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることを確認した場合、月の途中であっても、契約者に対して当該月におけるサービス料金等の支払いを請求することができます。契約者は、かかる請求を受けた日から相当の期間が経過するまでの間に、当社に

対してサービス料金等を支払うものとします。

第42条(利用不能の場合における料金の調定)

1.当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含む。以下同じ)が生じた場合において、当該状態が生じたことを当社が知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」という)、当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てる)に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合、契約者は、その権利を失うものとします。

2.前項の定めにかかわらず、本サービスにおいて、本サービスが全く利用できない状態が端末機器の故障によるものである場合は、当該端末機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、前項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

第43条(支払遅延)

1.契約者は、第41条(料金の支払方法)に規定に基づく本サービスの料金その他本サービスに係る債務の支払いを怠った場合には、当社が別途指定する支払方法により、当社が別途指定する日までに本サービスの料金その他本サービスに係る債務を支払うものとします。この場合、契約者の支払遅延に起因して当社が別途指定した支払方法に必要な支払手数料は、契約者の負担とします。

2.前項の定めにかかわらず、契約者は、本サービスの料金やその他の本サービスに係る債務の支払いを怠り、本サービス契約が解除された場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

第44条(消費税相当額)

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が当該支払いについて賦課されるものとされているとき、契約者は当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。

第45条(端数処理)

当社は、基本料金、消費税相当額やその他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を四捨五入するものとします。

第46条(債権の譲渡)

1.当社は、本サービス契約または本サービスに基づき生じたすべての債権について、弁護士、弁護士法人やその他の当社が指定した第三者(以下「債権譲渡先」という)に譲渡する場合があります。この場合、契約者は、当該債権譲渡につき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

2.前項の場合において、当該債権譲渡の請求および回収に用いるため、契約者は、当社が債権譲渡先に対し、契約者の氏名、住所、電話番号ならびに債権の請求および回収を行うために必要な情報を提供することを承諾するものとします。

3.第1項の場合において、当社および債権譲渡先は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略することができます。

第9章個人情報

第47条(個人情報の取り扱い)

当社が契約者から取得した情報の取り扱いは、当社のプライバシーポリシーに従うものとします。

第10章雑則

第48条(禁止事項)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはなりません。

1.他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。他人の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為

2.他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

3.詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為

4.わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像または文書等を送信し、または掲載する行為

5.薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為、貸金業を営む登録を受けずに金銭の貸付の広告を行う行為

6.無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為

7.他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為

8.自己のID情報を他人と共有しまたは他者が共有しうる状態に置く行為

9.他人になりすまして本サービスを使用する行為(他の契約者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含む)

10.コンピュータウイルスやその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為

11.他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含む)において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為

12.受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為

13.受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等(嫌がらせメール)を送信する行為

14.違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

15.違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為

16.人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

17.人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

18.犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

19.その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

20.他人の施設、設備または機器に権限なくアクセスする行為

21.他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為

22.その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為

23.利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為

24.多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為

25.本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用いる、または合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為

26.自動ダイアリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為

27.SIMカードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為

28.位置情報を取得することができる端末機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為

29.その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為

30.前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

31.その他当社が不適当と判断した行為

第49条(暴排条項)

1.契約者は、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という)第2条第2号に規定する暴力団をいう)

②暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう)

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団

⑥前各号に定める者と密接な関わり(資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない)を有する者

⑦その他前各号に準じる者

2.契約者は、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない)をし、または暴力を用いる行

為

④風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準じる行為

3.当社は、契約者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本サービス契約を解除することができます。

4.当社は、前項の規定により本サービス契約を解除した場合、かかる解除によって契約者に生じた損害、損失および費用を補償する責任を負いません。

第50条(保証および責任の限定)

1.本サービスは、MNOが提供する携帯電話事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳した場合、電波状況が著しく悪化した場合、または携帯電話事業者の定めに基づいて通信の全部もしくは一部の接続ができない場合もしくは接続中の通信が切断される場合があります。当社は、これらの場合において契約者または第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、本サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

2.当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問わない)について賠償の責任を負いません。ただし、本サービスに関する当社と契約者との間の契約(本規約を含む)が消費者契約法(平成12年法律第61号。以下同じ)に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。

3.前項ただし書に定める場合であっても、当社は、当社の過失(重過失を除く)による債務不履行または不法行為により契約者に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(当社または契約者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含む)について一切の責任を負いません。また、当社の過失(重過失を除く)による債務不履行または不法行為により契約者に生じた損害の賠償は、契約者から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。(損害賠償の予約)

4.契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をした場合、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

第51条(第三者の責めに帰すべき事由による利用不能)

1.第三者の責めに帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被った場合、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」という)を限度として、損害の賠償をします。

2.前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被ったすべての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被ったすべての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額とします。

第52条(当社の装置維持基準)

当社は、本サービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第53条(分離可能性)

本サービス契約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本サービス契約の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第54条(準拠法および管轄)

本サービス契約の準拠法は日本法とします。本サービス契約に関連または付随して発生した紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

本規約は、2020年1月1日から実施します。

料金表

第1条 通則

- 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料、SMS送付料等、データ通信料及びユニバーサルサービス料は、料金月(そのデータ通信を開始した日と終了した日と異なる料金月となる場合については、そのデータ通信を終了した日を含む料金月とします。)に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 当社は、そのデータ通信を開始した日と終了した日と異なる場合のそのデータ通信に関する料金については、その終了した日においてそのデータ通信を行った契約者回線が適用を受けている基本利用料の料金種別等の規定に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。
- 当社は、データ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。(端数処理)
- 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。(前受金)
- 当社は、料金について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。(料金等の請求)
- 本サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、当社が別に定めるところによります。

第2条 基本利用料

1.適用

基本利用料等の適用については、第35条(料金)の規定によるほか、次のとおりとします。

契約者は最低利用期間中に契約の解除があった場合、下表に定める契約解除料を支払っていただきます。なお、契約解除料は通信契約の解約にかかる違約金(以下、「通信違約金」という)とします。

2.料金表

(1)基本利用料

①100Gプラン

料金プラン	FON data SIMプラン(100Gプラン)
月額利用料(税込)	2,893円(税込)
事務手数料	0円
初期費用(税込)	3,740円
SMS送付料(税込)	11円/通
支払方法	クレジットカード

②50Gプラン

料金プラン	FON data SIMプラン(50Gプラン)
月額利用料(税込)	2,750円(税込)
事務手数料	0円
初期費用(税込)	3,740円
SMS送付料(税込)	11円/通
支払方法	クレジットカード

※本規約令和2年9月4日改定前に契約を開始した契約者については、契約開始時のプランのままであり、契約内容は変わりません。

③両プラン共通

ア契約開始月の月額利用料は無料となります。

イ契約者(当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者)は、あらかじめ上表の料金種別を選択していただけます。

ウ契約者は、契約の解除があった場合は、第3条契約解除料を支払っていただきます。ただし、更新月の契約の解除は、この限りではありません。エ適用の割引はお申込みの時期により、異なる場合がございます。詳しくは「お申込内容のお知らせ」を必ずご確認ください。

(2)ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料は1契約ごとの月額利用料に含まれております。

区分	ユニバーサルサービス料
料金額(税抜)	3円

※ユニバーサルサービス利用料につきましては告知なく変更となる場合がございます。変更があった場合、契約者は変更に関する異議を述べることができません。

のとします。

※本規約におけるユニバーサルサービス料は2019年12月1時点のものとなります。

第3条 契約解除料

1. 適用

契約解除料の適用については、第38条(解除料金の支払義務)の規定のほか、次のとおりとします。

2. 料金額(定期契約解除料)

定期契約解除料は、解除の対象となる契約が定期契約の場合、その定期契約の経過期間に応じた額を適用し、経過期間は契約開始月から起算して、解除があった日を含む月までの月数とします。

料金プラン:FON data SIMプラン

(ア)契約更新月以外に解約をした場合、契約解除料は、下記表のとおりとします。

(イ)契約更新月とは、契約開始月の翌月を1ヶ月目として、12ヶ月目(満了月の翌月=更新月)をいい、契約更新月の1日から末日(末日がFON data SIM お客様サポートセンターの非営業日の場合、翌営業日)までに当社所定の解約の手続きを行えば、解除料は発生しません。ただし、解除料不発生の要件として、契約更新月の1月から末日までの間にSIMカードが当社まで返却されていることが必要です。なお、解約の申し出がない場合は、さらに1年間の契約として自動更新となります。

期間	解約違反金
提供開始月+11ヶ月まで	10,780円(税込)
更新月	満了月の翌月

第4条 手続きに関する料金

1. 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

2. 手続きに関する料金の適用

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

区分	SIMカード再発行手数料
内容	SIMカードの紛失、盗難、破損、その他の理由により新たなSIMカードの発行請求をし、その承諾を受けた時に支払を要する料金

3. 料金額

区分	SIMカード再発行手数料
単位	1再発行ごとに
料金額(税込)	4,400円

請求書の発行に伴う督促手数料

発行1回ごとに

区分	督促手数料
料金額(税込)	330円

令和2年3月2日制定

令和2年10月22日改訂

令和3年12月16日改訂